

毎週火、金曜日発行（但休日は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示 目次

- 教育職員の免許状の授与
- 健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 国民健康保険法第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出の受理
- 国民健康保険法による国民健康保険医の登録
- 家畜伝染病予防法による豚丹毒予防注射の実施
- 家畜改良増殖法による種畜証明書を交付した旨の通報
- 土地の立入の通知

## 告示

鳥取県告示第四百三十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第

五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- |         |            |       |     |
|---------|------------|-------|-----|
| 免許状の種類  | 番 号        | 氏 名   | 本籍地 |
| 高等学校助教諭 | 昭三九高助 第一六号 | 青山 由弘 | 鳥取県 |
| 免許状     | 第一七号       | 西山 幸宏 | 〃   |

鳥取県告示第四百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ  
五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師  
の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並  
びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十  
二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号番号	登録年月日
太田原美子	鳥取市田島一九六	鳥医一、〇五〇	昭和三十九年六月十日
妹尾 学	米子市角盤町二丁目	鳥薬 一五一	〃 十二日

鳥取県告示第四百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
妹尾薬局	米子市角盤町		妹尾 学	昭三九、六、二十七	
齊藤内科小児科医院	気高郡気高町	内科 小児科	齊藤 五彦	〃	十三 乙 点数表

鳥取県告示第四百四十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理年月日

大家医院 鳥取市吉方二丁目四一〇 昭三十九年五月九日  
番地

鳥取県告示第四百四十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第一項の規定に基づき、国民健康保険医の登録をしたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
鳥医一、〇三六	門脇 義人	昭三十九年四月九日
〃 一、〇四九	柏原 裕	〃 六月六日

鳥取県告示第四百四十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚丹毒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚丹毒予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液皮下注射

別表 豚丹毒予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
七月二十一日	八頭郡船岡町	各舎巡回
〃 二十二日	〃	〃
〃 二十三日	〃 郡家町	〃







// 第一〇四号	富	二	三、二六	日野郡溝口町	司栄光	ひめゆり一	日野郡溝口町	白根 慶治
// 第一〇五号	第三三東豊	三三	六、二八	東伯郡赤碓町	豊	ふじ一級	清水保五郎	
// 第一〇六号	司栄光	三〇	四、一五	米子市二本木	第五栄光	たけみや	西村 幸治	
// 第一〇七号	花吉	三七	一〇、五	西伯郡岸本町	第六吉花	はつはな一級	宮崎 政一	
// 第一〇八号	千代広	三六	四、二〇	日野郡江府町	司栄光	ちよみ	江府町 川上 清	
// 第一〇九号	富福	三四	七、三	日南町	米富二	うえだ	長尾 保一	
// 第一一〇号	日豊	三七	九、二	江府町	第三三東豊	えりざべす	清水 要	
// 第一一一号	裕豊	三	六、八	江府町	第三三東豊	わかひめ	大下 勲雄	
// 第一一二号	第六六東豊	三	一	溝口町	第三三東豊	わかひめ	大下 勲雄	
// 第一一三号	第二悠栄	三五	二、一七	江府町	悠栄	ひめゆり	大下 勲雄	
// 第一一四号	第三日豊	三七	一〇、二八	江府町	第三三東豊	第三えりざべす	大下 勲雄	
// 第一一五号	神富	三	八、二六	溝口町	司栄光	もと一	松本 毅夫	
// 第一一六号	花谷	三四	五、二五	倉吉市	花	政たにだ	湯上 操	
// 第一一七号	清光	三七	二、一	日野郡江府町	司栄光	第三さかえ	日南町 山崎 徳義	
// 第一一八号	豊	三	七、一〇	溝口町	第三三東豊	よし三	日野町 湯上 操	

// 第八五号	大	鵜	三七	四、一	西伯郡西伯町	第二栄光	しげる	西伯郡西伯町	前田 光久
// 第八六号	憲	山	三一	六、二〇	日吉津村	第五栄光	第二はやし一級	安部 貞紀	
// 第八七号	忍	二	三八	三、二八	日野郡溝口町	第三三東豊	しげる一二級	畑田 則彦	
// 第八八号	花	多	一〇	西伯郡岸本町	第六吉花	たんご	第二はる	潮 嵐	
// 第八九号	吉	春	三七	一〇、一五	会見町	第二栄光	さかえ	会見町 前田 巖	
// 第九〇号	米	米	六、一〇	会見町	第六吉花	わかば	米子市諏訪町	黒田 英知	
// 第九一号	第二優鷗	二	二、一四	岡山県阿哲郡	第二岡光	第三十二級	今在家	三浦 時義	
// 第九二号	第二〇安保	三	六、一〇	西伯郡西伯町	憲	山	しばた五	宗像町 上福原 舖倉 忠夫	
// 第九三号	天	竜	三四	七、一	米子市	第二栄光	さかみち	勝田町 内田 勇一	
// 第九四号	美	山	三三	四、一七	西伯郡西伯町	憲	山	ふくしん	西伯郡日吉津村 山崎 計
// 第九五号	静	山	三八	二、二八	日吉津村	第六吉花	第五ひかり	山崎 元一	
// 第九六号	幸	風	三七	九、二〇	会見町	第二栄光	さつき	野口 智明	
// 第九七号	米	作	三五	五、二	第二二栄光	さつき	岸本町	加川 潔	
// 第九八号	吉	成	三	八、二六	会見町	やまさかえ	加川 潔		
// 第九九号	殿	森	三	五、二	第二二栄光	さつき	野口 智明		
// 第一〇〇号	第六吉花	三	四、六	七	岡山県阿哲郡	第二難波	はなひら一級	加川 潔	
// 第一〇一号	第二二栄光	二	九、六	三	西伯郡伯仙町	第二二栄光	ふくなり二級	野口 智明	
// 第一〇二号	第二大原一	三	八、三	一〇	日野郡日南町	司栄光	おおはら七	野口 智明	
// 第一〇三号	花	光	三七	九、一	西伯郡岸本町	第六吉花	としこ	加川 潔	

鳥取県告示第四百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

千代川改良工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

岩美郡国府町大字玉鉢、大字麻生、大字広西及び大字町屋地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十九年 七月 一日から  
昭和三十九年十一月三十日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
（定価） 一月 二五〇円（送料共）